議案第２１号

四條畷市飯盛山登山経路便益施設の設置及び管理に関する条例の制定について

次のとおり四條畷市飯盛山登山経路便益施設の設置及び管理に関する条例を制定するにつき、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１２月１日　提出

四條畷市長　銭　谷　　翔

提案理由

飯盛山を訪れる登山者の環境整備及び利便性の向上を図るため、四條畷市飯盛山登山経路便益施設を設置するとともに、その適正な管理に関し必要な事項を定める必要があることから、新たに条例を制定いたしたく、本案を提案した。

四條畷市飯盛山登山経路便益施設の設置及び管理に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、飯盛山における登山環境を整備し、もって登山者の利便性の向上を図るため、四條畷市飯盛山登山経路便益施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称、位置及び用途）

第２条　施設の名称、位置及び用途は、次のとおりとする。

（１）名称　四條畷市飯盛山登山経路便益施設

（２）位置　次の所在地番の全部又は一部

四條畷市南野二丁目１７２５番地２、１７２７番地１、同番地２、１８４２番地から１８５１番地まで、１８５２番地１、同番地２、１８５３番地、１８５８番地１及び同番地２

（３）用途　登山者の利用に供する公衆便所

（管理）

第３条　施設は、常に良好な状態が保持されるよう管理しなければならない。

（使用料）

第４条　施設の使用料は、無料とする。

（禁止行為）

第５条　施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすことをすること。

（２）施設又はその設備等を損傷し、又は汚損すること。

（３）市長の許可なく張り紙等をすること。

（４）前３号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められることをすること。

（使用の禁止等）

第６条　市長は、使用者が前条に規定する行為をしたと認めるときは、施設の使用を禁止し、又は退去その他必要な措置を命ずることができる。

（損害賠償等）

第７条　使用者は、故意又は過失により施設又はその設備等を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

２　本市は、施設において発生した使用者の物品等の盗難、損傷その他の事故については、本市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、その責を負わない。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。